

【参考資料】

JFS 規格(フードサービス)監査及び適合証明プログラム規程 Ver. 2.0 について

1. 改定目的

JFS 規格(フードサービス)の監査および適合証明プログラムの信頼性向上のため、特に、監査・適合証明のインテグリティ強化、監査員・判定員の力量管理の強化を目的とし、プログラム文書 Ver.3.0 に整合をさせながら、JFS 規格(フードサービス)の普及状況やフードサービス監査での対応を加味したフードサービスプログラム規程に改定します。

2. フードサービスプログラム規程の改定のポイント

(1)フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 の構成

フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 では、プログラム文書 Ver.3.0 の改定内容に整合させるため、項番、構成をプログラム文書 Ver.3.0 に合わせています。ただし、フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 としてプログラム文書 Ver.3.0 の規定と異なる項目は修正、追加をしています。

(2)フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 の適用範囲

JFS フードサービス規格は、適用する事業者で食品の製造規格とどちらを適用するか悩ましいケースがあります。実際には、給食施設などで JFS フードサービス規格あるいは食品の製造(JFS-A/B規格)が適用されている事例があります。業態として判断が難しい場合がありますが、この適用について規定の追加をしています。(フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 1.3.2 及び付属書3)

(3)フードサービスプログラム規程 Ver.2.0 での修正項目

①監査員／判定員の力量評価 5.2 (1)③、5.3(1)②

・力量評価は「監査会社の責任者もしくは監査会社の責任者が任命した者」が行うとしているところはフードサービスのみ対応です。これは、プログラム文書 Ver.3.0 で位置付けている力量評価員について、フードサービスの適合証明組織が少ないことから、フードサービス規格の力量評価員の設定が難しいと判断していることによる。

②監査員／判定員の力量維持 5.2 (2)①、5.3 (2)①

・原則として年1回以上の監査の実施を規定していますが、現状組織が少なく運用が難しい面があります。そのため力量維持研修を監査会社が行うこととしています。

以上